

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 25 日

各都道府県財政担当部	}	御中
各都道府県公共施設マネジメント担当部		
各都道府県市区町村担当部		
各指定都市財政担当局		
各指定都市公共施設マネジメント担当局		

総務省自治財政局財務調査課

公共施設等の適正管理の更なる推進について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、平成 29 年 9 月 30 日時点で、全ての地方公共団体の 99.4%にあたる 1,777 団体において策定済みとなり、現在は、個別施設計画を策定し、また、これらの計画に基づいた具体的な取組を進めていく段階に入っています。

こうした中、総務省では、各地方公共団体における取組を一層推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」について、平成 30 年度から、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化事業を追加することとしたところです。また、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に推進できるよう、長寿命化事業等について、財政力に応じて交付税措置率を引き上げることとしたところであり、各地方公共団体においては、これらの措置を活用し、公共施設の老朽化対策等に着実に取り組んでいただきたいと考えています。

すでに、平成 30 年 2 月 27 日付けで「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂し、同日付けで事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」（以下「平成 30 年 2 月 27 日付け事務連絡」という。）を発出したところですが、公共施設等の適正管理をより効率的に進めるためには、長寿命化対策等の効果額を示すことが重要であると考えています。

ついては、当該改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「改訂指針」という。）に基づき、総合管理計画の推進のための取組を実施するに当たっては、下記のことにご留意いただくよう、改めてお願いします。

なお、平成 30 年 2 月 27 日付け事務連絡について、当該事務連絡中、第一の

一及び二の部分並びに別紙１については、本事務連絡（別紙１及び別紙２を含む。）の内容に代えさせていただくことを申し添えます。

各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本事務連絡について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いします。

記

第一 改訂指針に基づく総合管理計画の策定・改訂等について

一 総合管理計画の推進体制等について

- 1 総合的かつ計画的に公共施設等を管理することができるよう、全庁的な取組体制について総合管理計画に記載することとしているが、総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けるなどが想定されること。（第一 二（２）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 関係）
- 2 総合管理計画の進捗管理を着実にを行うため、PDCAサイクルの推進方針を総合管理計画に記載することとしているが、総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。（第一 二（５）PDCAサイクルの推進方針 関係）

二 総合管理計画の充実について

- 1 総合管理計画は、中期的な取組の方向性を明らかにするものであるが、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。（第二 二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実 関係）
- 2 総合管理計画に記載すべき事項について、現在の総合管理計画に記載していない地方公共団体においては、記載事項について検討を行い、内容の充実を図ること。特に、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやその財源、数値目標等については、総合管理計画の進捗状況等を評価しながら効果的に対策を推進していくために重要であることから、まだ定め

ていない場合には、速やかに検討を行うこと。

- 3 公共施設等の現況及び将来の見通しの一項目として、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを総合管理計画に記載することとしているが、経年や団体間の比較可能性を高める観点から、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに示すこと。その際、個別施設計画の策定の進捗に合わせ、当該個別施設計画で定めた具体的な取組の効果を反映したものとするとともに、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載し、長寿命化対策等の効果額を示すこと。

また、当該団体としての現状や課題に対する基本認識を検討するためにも、中長期的な経費の見込みに対し充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについても、総合管理計画に記載すること。

具体的には、各地方公共団体においては、別紙1及び別紙2を参考に、中長期的な経費の見込み等を総合管理計画に記載すること。

なお、中長期的な経費の見込みを含めた総合管理計画の改訂状況等については、各地方公共団体の毎年度末の状況を調査・公表する予定としていること。

（第一 一（3）公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等 関係）

- 4 総合管理計画において、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の一つとして、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載することとしているが、ユニバーサルデザインの具体的な内容については、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）において、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方が示されているところであり、この考え方を踏まえたものとする。こと。（第一 二（4）⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針 関係）

（問合せ先）

- ・全体について

総務省自治財政局財務調査課

担当： 小谷理事官、成瀬事務官 TEL 03-5253-5647

- ・中長期的な経費の見込みについて

総務省自治財政局財務調査課

担当： 小谷理事官、成瀬事務官 TEL 03-5253-5647

- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針について

総務省自治財政局財務調査課

担当： 大宅課長補佐、宮野係長 TEL 03-5253-5647

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30年以上の例)

別紙1

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした30年以上の期間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該期間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) (1)のうち、総合管理計画の初年度を起点とした10年間の経費についても、別紙2を参考に記載すること。
- (3) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (4) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成○年度から○年間】

今後○年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去○年平均)
普通会計	建築物(a)							
	インフラ施設(b)							
	計(a+b)							
公営事業会計	建築物(c)							
	インフラ施設(d)							
	計(c+d)							
建築物計(a+c)								
インフラ施設計(b+d)								
合計(a+b+c+d)								

【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10年間の例)

別紙2

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
- (4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み(地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等)を記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成○年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去○年平均)
普通会計	建築物(a)								
	インフラ施設(b)								
	計(a+b)								
公営事業会計	建築物(c)								
	インフラ施設(d)								
	計(c+d)								
建築物計(a+c)									
インフラ施設計(b+d)									
合計(a+b+c+d)									

【備考】

- ※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。